滋賀県外国人材受入サポートセンター

第7回WEBセミナー

学ぼう!外国人材の受入れについて シリーズ 「就労系在留資格いろいろ」

専門アドバイザー(行政書士) 山中章由



もくじ

- 在留資格 全般
 セミナーで取り上げた在留資格
- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療·研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



在留資格 全般 セミナーで取り上げた在留資格

- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療·研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



1. 在留資格 全般

在留資格一覧表



就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使,公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計事務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国 際業務	機械工学等の技術者等,通訳,デザイナー,語学 講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優,歌手,プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師,スポーツ指導者等
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者
技能実習	技能実習生

(注1)平成31年4月1日から

(注2)介護,ビルクリーニング,素形材産業,産業機械製造業,電気・電子情報関係 産業,建設,造船・舶用工業,自動車整備,航空,宿泊,農業,漁業,飲食料品製造業, 外食業

(平成30年12月25日閣議決定)

身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者,我が国で出生し 引き続き在留している実子
定住者	日系3世,外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人,ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格()

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学,専門学校,日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者,子

資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。



1. 在留資格 全般 統計(2020年6月末時点)

「在留管理制度下の統計数」

総数:2,885,904人 (特別永住者も含む)

技術・人文知識・国際業務:約10%

特定技能・技能実習 : 約15%

留学 : 約10%

身分に基づく在留資格 : 約52%





1. 在留資格 全般

過去のセミナー資料ダウンロードできます。

滋賀県外国人材受入サポートセンター

相談申込・お問い合わせ 077-523-7660

センター概要 出張相談会 セミナーのご案内 相談事例 よくある質問 資料ダウンロード ご利用案内・アクセス



資料ダウンロード DOCUMENT

トップページ > 資料ダウンロード















- 2. 外交・公用
- 3. 教授·教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療·研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



2. 外交・公用

「外交」とは

『日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動』

例:外国政府の大使、公使、総領事、その家族など。

「公用」とは

『日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する 者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(外交 に該当する活動を除く。)』

例:外国政府の大使館職員、領事館職員、その家族など

★特徴・・・在留管理制度の対象外 入国ベースで373人(0.5%)





- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療·研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



3. 教授・教育

「教授」とは

『本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動』

例:大学、短期大学、放送大学、大学入試センター、職業能力開発 大学校、附属研究所、高等専門学校などの学長、教授、講師、 助手など。

※学校の職員は対象外。

★特徴

申請時の添付書類は、雇用形態が常勤 or 非常勤により異なる

統計:6,885人(0.23%)



3. 教授・教育

「教育」とは

『本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関して これに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動』

例:学校の教師、外国語教師、ALT教員(JETプログラム)

※英会話教室の講師、幼児教育を主とした幼稚園や保育園の外国語 教員は対象外。

★特徴

申請時の添付書類は、雇用形態が常勤 or 非常勤により異なる 同じ語学教師でも、技術・人文知識・国際業務になる場合がある

統計:13,083人(0.45%)



3. 教授・教育

まとめ

大学教授、学校の先生という分類で分けられてる

大学教授は日本人と同様で、学歴や資格要件は特に無し。 重要なポイントは、どこに、どのように雇用されるかであ る。一方で、「教育」の場合、教員免許が必要になること もあり、学歴などの資格要件がある。

申請時の添付書類のみで比較すると、「教授」の方が簡素である。



- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療·研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



5. 宗教・報道

「宗教」とは

『外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の 宗教上の活動』

例:〇〇ラム教、キ〇〇ト教などの宗教団体の滋賀県支部に司教、 司祭を派遣

★特徴

派遣であることと、外国で宗教家としての地位の確立が要件

統計:3,954人(0.14%)



4. 宗教・報道

「報道」とは

『外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動』

例: CNN、BBSの報道記者、カメラマン 外国人記者クラブに参加しているような記者など

※バラエティ番組の制作スタッフは対象外(興行)

★特徴

日本の報道機関に雇用される場合は、対象外。

外務省報道官から外国人記者登録証を発行されているかで申請時の添付書類は異なる。

統計: 220人(0.008%)



4. 宗教・報道

まとめ

どちらも、外国の機関との関係性が重要視されている。

報道では、フリーランスでも可能であるが、外国の機関と の契約自体が要件となっている。

宗教では、最近に立ち上げた新興宗教の布教をストリートで行うことは、難しいかもしれません。



- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療・研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



5. 医療・研究

「医療」とは

『医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動』

例:医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産<mark>師、看護師、准看護師</mark> 歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能 訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士

★特徴

全て日本の資格(免許、免状)が要件 医師、歯科医師とそれ以外で申請時の添付書類は異なる

統計: 2,512人(0.09%)



5. 医療・研究

「研究」とは

『本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(教授に該当する活動を除く。)』

例:国立研究所の研究員(研究公務員)、気象庁気象研究所、

警察庁科学警察研究所など

★特徴

研究活動(研究のための試験、調査等の活動を含む)が要件 外国法人の日本事業所に転勤や日本法人への出向なども含む

統計:1,425人(0.05%)



5. 医療・研究

まとめ

医療従事者(資格要件あり)、研究者(研究経験要)のように、外国人本人の要件が重要。

専門的な活動として該当性を区分されている。そのため、該当する人数も少ない結果になっている。

他の就労系在留資格に比べて、該当範囲がイメージし易い。



- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療・研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



「芸術」とは

『収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(興行に該当する活動を除く。)』

例:創作活動を行う、作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、 著述家、写真家など、又は芸術上の活動についての指導者

★特徴

収入の伴う活動であること。伴わない場合は「文化活動」 興行形態に該当する場合は、「興行」。 大学等の芸術上の教育などは、「教授」。

統計:474人(0.02%)



「興行」とは

『演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(経営・管理に該当する活動を除く。)』

例:サーカス、スポーツ選手、歌手、指揮者、演奏者など 振付師、演出家など マネジャー、照明係、サーカスの動物飼育員、トレーナーなど

★特徴

宣伝に係る活動、放送番組または映画製作に係る活動、商業用 写真撮影に係る活動、レコーディングに係る活動が含まれる。 本邦の公私機関との契約は必須ではない。

統計:2,011人(0.07%)



「技能」とは

『本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動』

例:中国料理のコック、パティシエ、外国の建築技術者、シューフィッター、宝石加工、動物の調教、石油調査、パイロット、スポーツ指導者、ソムリエなど

★特徴

実務経験10年以上(外国人の経歴が重要) 特有分野、技能レベルの高い分野、従事者が少数の 分野

統計:40,931人(1.42%)



まとめ

芸術、興行、技能は範囲が広い。

外国人本人の経歴、実務経験などが要件としてある。

収入を伴う活動か否かで、該当在留資格が変わる。

興行の内、ダンサーも範囲であるが、ダンスショーの合間 に、他の接待的な活動は、原則認められていない。



- 2. 外交・公用
- 3. 教授・教育
- 4. 宗教・報道
- 5. 医療·研究
- 6. 芸術・興行・技能
- 7. 法律・会計業務



7. 法律・会計業務

「法律・会計業務」とは

『外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が 行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動』

例:弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、 公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、 弁理士、海事代理士、行政書士

★特徴

日本の資格を有している外国人 一般的に日本人と同等額以上の報酬を受けるものとされている

統計:145人(0.005%)



7. 法律・会計業務

まとめ

申請時に報酬額要件は求められていないが、更新時に上陸基準適合性の判断はされるため、生計の安定性が認められないと、更新されないことの可能性もある。



ご視聴 ありがとうございました

引き続き、WEBアンケートへのご協力をお願い致します。





次回WEBセミナーは、日時/テーマが確定次第、当センターHP 等でご案内致します。しばらくお待ちください。

当センターでは、専門知識を持つ相談員(行政書士)が 外国人材の受入れに関するご相談に無料で対応しております。

滋賀県外国人材受入サポートセンター

TEL: 077-523-7660 (FAX: 077-523-7666)

お問い合わせ・相談申込みフォームは下記URLからお進み下さい。

https://shiga-gsc.com/contact/



